

一般社団法人日本人工関節学会定款施行細則
日本人工関節学会認定医制度細則

(趣旨)

第1条 この規則は、日本人工関節学会定款（以下、定款という。）第3条4号に基づき、認定医の制度について定める。

(名称)

第2条 認定医の名称は、日本人工関節学会認定医（以下「認定医」という。）と称し、英文ではApproved Surgeon by the Japanese Society for Replacement Arthroplasty（略称 AS-JSRA）と表示する。

(委員会の設置)

第3条 認定医制度の運営事項を審議する機関として、定款第51条に基づき人工関節認定医制度検討委員会を置く。

第4条 認定医資格を審査するため、定款第51条に基づき資格認定小委員会を置く。

(認定医申請資格)

第5条 認定医を申請する者は、次の各号の条件を満たしていることを必要とする。

- (1) 申請時において日本専門医機構認定整形外科専門医あるいは日本整形外科学会認定整形外科専門医であること。
- (2) 申請時において日本人工関節学会入会后5年以上引き続き正会員であること。
- (3) 申請時において日本人工関節登録制度加盟施設に在籍していること。
- (4) 本規則に定める他条申請項目を満たすこと。

(認定医資格審査)

第6条 認定医資格審査は別に定める申請書、申請症例総表、研修・業績集計表により行う。申請必要症例数は50例、研修・業績は単位制とし、30単位以上を必要とする。

- 2 申請者は理事会が定める申請料を添えて申請に必要な書類を資格認定小委員会に提出し、申請を行う。ただし、申請料は理由のいかんにかかわらず返還しない。
- 3 申請受付期間は日本人工関節学会ホームページ等に公示する。

(認定医申請必須項目)

第7条 次に定める項目は認定医申請の必須項目であり、全ての項目の証明書類等を提出しなければならない。各項目は申請時より過去5年以内のものとする。

- (1) 申請症例総表 申請症例総表に必要事項を記載し、手術症例50例の記録とともに提出する。提出症例は日本人工関節登録制度加盟施設において行われた手術例のみとする。日本人工関節登録制度登録フォーム1のコピーまたはUMINの症例一覧からプリントアウトして添付する。申請症例は執刀もしくは指導した症例とし、介助として手術参加した症例は含めない。
- (2) 研修・業績集計表 研修・業績集計表に取得単位を記入し提出する。2回以上の日本人工関節学会の参加章もしくは参加章のコピー及び2回以上の日本人工関節学会が指定する教育研修講

演を聴講した証明書等を添付する。

(認定医申請選択項目)

第8条 次に定める研修・業績項目は認定医申請の選択項目であり、申請に際し各項目の証明書類等を提出することにより単位として認められる。各項目は申請時より過去5年以内のものとする。

- (1) 学会指定教育研修セミナー 日本人工関節学会が指定する教育研修セミナーに参加した場合、規定の単位数として申請することができる。
- (2) 学会発表 日本人工関節学会において口演、ポスターを問わず発表した場合、規定の単位数として申請することができる。
- (3) 論文投稿 THA、TKA、UKAに関するpeer-reviewの学術雑誌（日本人工関節学会誌は含まない。）に論文が掲載された場合、規定の単位数として申請することができる。ただし、第8条2号の学会発表において単位申請した内容と同一の場合、重複した単位申請はできない。

(認定医資格審査)

第9条 認定医の資格は資格認定小委員会で申請要件が審査され、年に一度認定される。

(認定医登録)

第10条 資格認定小委員会により認定医として適格と認められた者に対する認定と認定証の交付は、理事長が理事会の議を経て行う。

- 2 事務局に認定医登録名簿を置き、必要な事項を記載する。
- 3 認定医の登録及び認定証の交付を受けようとする者は、理事会が定める登録料を納付しなければならない。
- 4 資格決定通知を発送してから1年以内に登録手続きを終了しない場合は、資格決定は失効する。

(認定年数)

第11条 認定医の資格認定期間は5年間とする。

(認定医資格更新)

第12条 認定医の資格更新を妨げない。日本人工関節認定医資格更新申請書及び申請症例総表、研修・業績集計表を提出して申請する。申請資格、申請必要症例数、研修・業績単位は初回申請と同じであり、書類等を提出し再審査が必要となる。

- 2 再認定資格審査は資格認定小委員会で申請要件が審査され、年に一度認定される。
- 3 申請者は理事会が定める審査料を添えて申請に必要な書類を資格認定小委員会に提出し、申請を行う。ただし、申請料は理由のいかんにかかわらず返還しない。
- 4 再認定申請受付期間は日本人工関節学会ホームページ等に公示する。
- 5 資格認定小委員会により適格と認められた者に関する認定医資格継続認定は、理事長が理事会の議を経て行う。
- 6 認定医資格の継続認定を受けようとする者は、理事会が定める登録料を納付しなければならない。

(認定医資格の喪失及び再認定)

第13条 認定医が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、資格認定委員会及び理事会の

議を経てその資格を喪失する。

- (1) 日本専門医機構認定整形外科専門医あるいは日本整形外科学会認定整形外科専門医としての資格を喪失したとき。
- (2) 日本整形外科学会あるいは日本人工関節学会会員としての資格を喪失したとき。
- (3) 認定医としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 第12条に定める認定医資格の継続条件を満たさないとき。
 - 2 資格喪失者は登録簿から削除される。この場合認定証は速やかに返還しなければならない。
 - 3 第1項第4号に該当する資格喪失者の認定医再認定については、第12条に定める認定医資格更新手続きを行い、資格認定小委員会の審査を経て再認定される。

(特例措置)

第14条 本認定医制度発足後2年間に於いて第7条の必須項目を必要とせず、次の(1)かつ(2)を満たすことにより申請できる。

- (1) 申請症例は申請症例総表に必要事項を記載し、手術症例20例の記録とともに提出する。提出症例は日本人工関節登録制度加盟施設において行われた手術例のみとする。日本人工関節登録制度登録フォーム1のコピーまたはUMINの症例一覧からプリントアウトして添付する。申請症例は執刀もしくは指導した症例とし、介助として手術参加した症例は含めない。
- (2) 研修・業績は研修・業績集計表に記載される各規定単位数の合計が10単位以上で申請できる。業績に関しては第8条の基準と同様である。申請に際し、単位数を証明できる日本人工関節学会参加章や参加章のコピー及び各書類等の添付を必要とする。

(雑則)

第15条 この細則に定めのない事項については、理事長が理事会に諮って別に定める。

(改正)

第16条 この細則の改正は理事会において行う。

附則

この細則は、○年○月○日より施行する。